

兵庫県公報

令和3年7月30日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則

ページ

- 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅管理課）…………… 1

公布された法令のあらまし

◎兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第37号）

- 1 老朽化に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。
普通中層耐火住宅 6団地 137戸
普通簡易耐火住宅 3団地 8戸
普通木造住宅 1団地 1戸
- 2 老朽化に伴い、次の改良県営住宅を用途廃止することとした。
改良中層耐火住宅 5団地 121戸

規 則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年7月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第37号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款1の項中

「

13	0.2354	16,300
11	0.2408	16,300
2	0.2436	16,800
1	0.2464	17,200
1	0.2469	17,300

」

を

「

2	0.2354	16,300
4	0.2408	16,300
2	0.2436	16,800

」

に改め、同款61の項中

「

20	0.2946	29,300
8	0.3010	29,300
1	0.3037	30,400

」

を

「

6	0.2946	29,300
6	0.3010	29,300

」

に改め、同款88の項を次のように改める。

88	削除	
----	----	--

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款89の項中

「

24	0.3514	32,700
20	0.3590	32,700
1	0.3612	33,400
1	0.3616	33,600
1	0.3617	33,700
1	0.3618	33,600

」

を

「

9	0.3514	32,700
12	0.3590	32,700

」

に改め、同款149の項中

「

18	0.5743	47,300
----	--------	--------

」

を

「

4	0.5743	47,300
---	--------	--------

」

に改め、同款150の項中

「

50	0.5805	45,300
----	--------	--------

」

を

「

21	0.5805	45,300
----	--------	--------

」

に改め、同部普通簡易耐火住宅の款4の項中

「

3	0.3075	14,700
1	0.3187	14,100

」

を

「

1	0.3075	14,700
---	--------	--------

」

に改め、同款17の項を次のように改める。

17	削除	
----	----	--

別表第1の1の部普通簡易耐火住宅の款26の項中

「

3	0.3510	24,800
2	0.3510	26,300
1	0.3592	24,800

」

を

「

1	0.3510	24,800
2	0.3510	26,300

」

に改め、同部普通木造住宅の款1の項中

「

4	0.0932	10,900
---	--------	--------

」

を

「

3	0.0932	10,900
---	--------	--------

」

に改める。

別表第2改良中層耐火住宅の款中

「

38	玉津鉄筋住宅	神戸市西区曙町	4階建	16	11,500
				8	31,500
39	玉津鉄筋住宅	神戸市西区曙町	3階建	12	11,500
				6	31,500

」

40	玉津鉄筋住宅	神戸市西区曙町	3階建	12	11,500
			4階建	6	31,500
41	玉津鉄筋住宅	神戸市西区曙町	3階建	28	11,500
			4階建	14	31,500

を

「

41	玉津鉄筋住宅	神戸市西区曙町	4階建	1	11,500
----	--------	---------	-----	---	--------

」

に、

「

40	9,100
----	-------

」

を

「

20	9,100
----	-------

」

に改める。

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。